ため池が
地域に欠かせないモノであり続けるために

MIDORINET
KUMAMOTO

ため池から臨む明日への光　－ 宇城市 萩尾ため池－

Contact Information
水土里ネット熊本
（熊本県土地改良事業団体連合会）
保全管理総合センター
保全推進課
TEL 096-348-8807
FAX 096-348-8017

農村に、彩りを。
EST.1958
熊本県土地改良事業団体連合会

「ため池」を後世に繋ぎ
地域の未来をととのえる

What is
防災重点農業用ため池？

Question

・防災重点農業用ため池とはどのようなため池？

・国や県の取組みは？

・防災工事はいつまでに取り組めばよいのか？

Answer

・決壊時、人的被害を与える恐れのあるため池。

▶防災重点農業用ため池（以下、防重ため池）とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがあると判断されたため池のことです。

・特別措置法に基づき、防災工事等を推進中。

▶「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下、特別措置法）が令和2年10月に施行され、防重ため池の防災工事等（決壊の危険性評価や決壊を防止する工事等）が集中的かつ計画的に推進されています。

・令和13年3月31日まで。

▶この特別措置法は、令和13年3月31日に失効する時限立法です。法の有効期間内に決壊の危険性について各種評価を行った上で、それぞれの防重ため池に必要な防災工事に着手する必要があります。

公益性と社会的信頼を備える
水土里ネット熊本の4つの力

繋がり NETWORK 01
地域を繋ぐ
包括的ネットワーク

支援 SUPPORT 02
ため池を守るための
きめ細やかな支援体制

技術 SKILL 03
多様な業務経験に基づく
豊富な知見と高い技術力

提案 IDEA 04
ため池が
地域に欠かせないモノで
あり続けるために

－ 詳細はこちら －

水土里ネット熊本とは　法で定められた唯一無二の組織

－ 法律条文はこちら －

水土里ネット熊本（以下、本会）は、「土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進すること」を目的として、会員（県内市町村、土地改良区（連合））が設立した公法人です。
（土地改良法　第111条の2）

本会は防災重点農業用ため池に係る防災工事等を的確かつ円滑な実施や、ため池管理者への支援を強化するため、熊本県、市町村、ため池協議会と緊密に連携し、会内のため池サポートセンターによる現地パトロールや経過観察、管理者向けの研修会の開催など各種取り組みを進めています。
（農業用ため池の管理及び保全に関する法律　第21条）
（防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法　第6条）

また、本会は公共工事の品質確保に関する法律に基づき、発注関係事務を適切かつ公正に支援できる機関として「農業農村発注者支援機関」に認定された県内唯一の団体でもあります。
（公共工事の品質確保の促進に関する法律　第22条）

加えて、令和4年4月の土地改良法改正により、これまでの調査、測量、設計等の技術的、側面的な支援だけではなく、会員からの委託により、工事の発注、進捗管理、竣工検査、引渡し等の業務（工事施工事務等）を行うことができるようになりました。
（土地改良法　第111条の9）

会長挨拶　ため池がもたらす100年の安心

農業用ため池の多くは、古代から近代に渡り稲作文化が成熟する歴史の中で築造され、現代に至っても田畑を潤し、地域を護る要として、私たちの営みの中に深く溶け込んでいます。この農業用ため池は、多くの先人たちが試行錯誤を繰り返すなかで造られ、幾多の世代を超え引き継がれてきたかけがえのない「モノ」であります。

今を生きる私たちも、この農業用ため池を守り続けるとともに、これから100年のふるさとの営みに安心を与えるため、持てる知識と技術、経験を織り交ぜ次の世代に繋ぐ責任があります。

このような中、四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法においては、これまでの施設の整備に加え、新たに『保全』について追記されました。

今後、皆様がため池を適切に管理し、将来を見据えた『保全』を図るうえで必要となる防災工事を推進していくため、公益性と社会的信頼を備える私ども熊本県土地改良事業団体連合会は、これまで構築した繋がりや培った技術をもって支援してまいります。

より安心で安全な地域の未来を我々とともに創造してまいりましょう。

令和6年10月　熊本県土地改良事業団体連合会　会長　竹﨑一成
芦北町長（熊本県町村会長）

01 繋がり

NETWORK

地域を繋ぐ包括的ネットワーク

法で定められた組織ならではの強固な繋がり

本会は、市町村及び土地改良区等を会員として、昭和33年1月農林大臣の認可を受け設立された公法人です。60年以上の長きに渡り、その強固な繋がりのもと、土地改良事業の適正かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的に、これまで会員と共に歩んでまいりました。

関係機関より得られる圧倒的な情報量

土地改良法に基づき設立された本会は、国（農林水産省）や熊本県、全国水土里ネットや都道府県水土里ネットなど、各関係機関と繋がりがあることから、常に関連する様々な最新情報を共有しております。

GISで叶えるデータの一元管理

本会と熊本県が管理している「くまもと水土里GIS」と、会員が有する他のGIS情報を共有することで、ため池決壊時の影響等について、より具体的・多角的に想定することが可能となります。

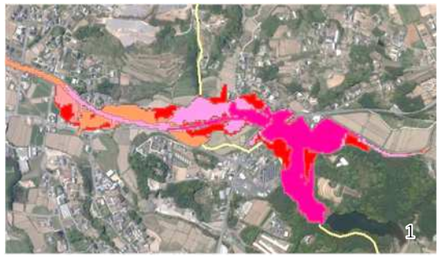

凡例（ため池決壊時の浸水想定時間）

60分以内　30分以内　15以内　10分以内　5分以内

1 くまもと水土里GISにて管理する防重ため池のハザードマップ
2 熊本県ため池協議会による要請・要望活動（左から7番目：森山自民党幹事長（当時：総務会長））

水土里ネット熊本の ― 情報網 ―

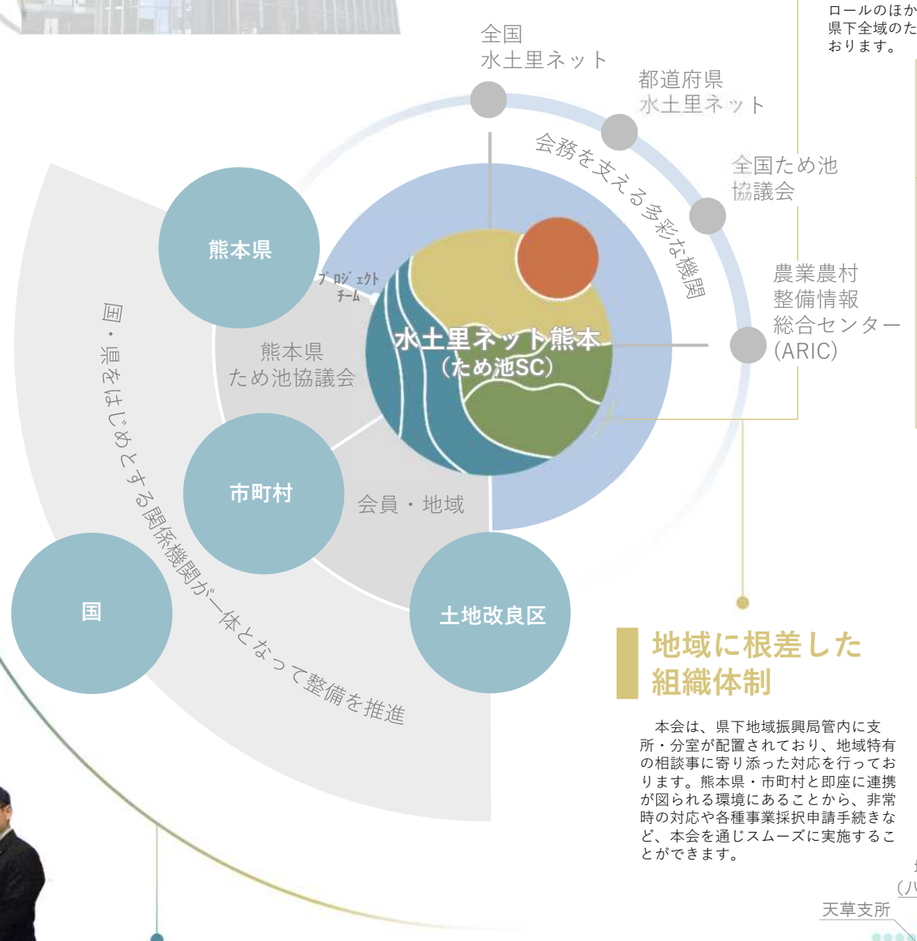

ため池の保全や防災工事を後押しする協議会の設置

県内40市町村、熊本県及び本会で構成される熊本県ため池協議会において、本会は事務局を担っております。
本協議会は、防重ため池以外の県下約1,500箇所の「一般ため池」の調査を実施しております。
また、県内におけるため池の現状や課題、対策を取りまとめ、農林水産省や財務省をはじめとする関係省庁や関係国会議員に対し、要請・要望活動を展開することで、関連施策の提案や予算の確保に向けた働き掛けを積極的に行っております。

02 支援

SUPPORT

ため池を守るためのきめ細やかな支援体制

防重ため池を見守る「熊本県ため池サポートセンター」の運営

特別措置法及び、当該法律に基づく農林水産大臣が定める基本指針により、令和3年6月に「熊本県ため池サポートセンター」が開設され、熊本県からの委託により本会が運営しております。
本サポートセンターは、県下約800箇所の「防重ため池」のうち漏水が確認されたため池の点検等のパトロールのほか、管理者への指導助言や研修会を開催し、県下全域のため池の適正な保全管理を力強く推進しております。

1

緊急的・突発的な事故への対応

ため池の漏水による、提体決壊などの突発的な事故に備え、発生が懸念されるため池について、熊本県・市町村などの関係機関と緊密に情報共有を図っております。
また、応急対応が必要なため池については、現地調査を行い管理者へ対策方法などの助言を行っております。
加えて、本会は独自の取組として、緊急放流装置を制作導入し令和6年6月より、管理者への貸し出しを開始いたしました。

2

防災工事の推進

防災の取組みとして熊本県と協力し「防重ため池」の防災工事の概要、維持管理方法や、緊急時の対応など様々な内容の研修会を開催しております。
今後市町村による、集中的かつ計画的に行うこととなる防災工事を見据え、市町村担当者向けに現地研修会などを実施しております。

3

地域に根差した組織体制

本会は、県下地域振興局管内に支所・分室が配置されており、地域特有の相談事に寄り添った対応を行っております。熊本県・市町村と即座に連携が図られる環境にあることから、非常時の対応や各種事業採択申請手続きなど、本会を通じスムーズに実施することができます。

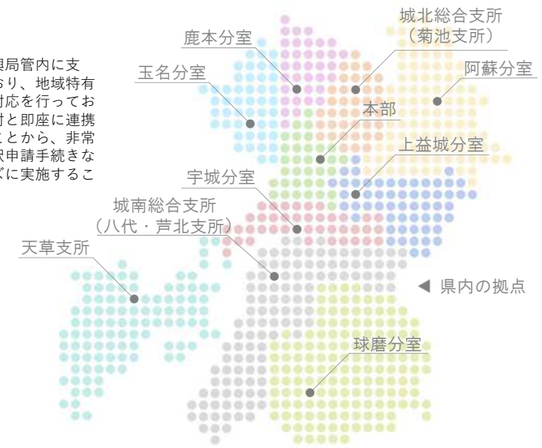

4

1 令和3年6月ため池サポートセンター開所
写真中央：熊本県木村知事（当時：副知事）
2 突発的な事故への緊急対応
3 管理者からの相談による現地での指導・助言
4 市町村担当者向けに開催した現地研修会
（熊本市南区新地ため池 R6.10.16 参加者：46名）

03 技術

SKILL

多様な業務経験に基づく豊富な知見と高い技術力

県下全域の ため池劣化状況を網羅

本会は熊本県からの委託を受け、県内全域のため池劣化状況評価を令和3年度より実施しております。
本会が運営するため池サポートセンターには、これらの情報が一元管理されており、いつでもため池管理者及び、会員の皆様に提供ができる準備を整えております。

▼県内の防重ため池数
800箇所以上

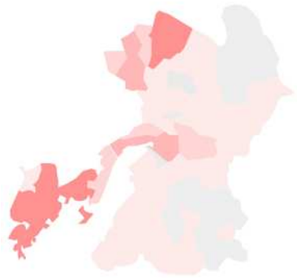

市町村別
防重ため池数

- 1～20
- 21～50
- 51～100
- 101～150

1 ため池管理者からの状況聞き取り
2 防重ため池の劣化状況調査

適切な技術力による 防災工事等の提案

県内随一の農業土木技術者集団である本会が、これまで培った農業用ため池に関する調査及び測量、設計に関する高度な専門技術と知識を活かし、それぞれの地域に即した適切な防災工事等を提案いたします。

▲長洲町　下鴻ノ池　竣工写真
（基本設計から実施設計を本会が実施）

技術力の高さを裏付ける 豊富な有資格者

ため池の保全・管理の専門技術者である「農業用ため池保全管理技士」は、既に本会技術職員の半数を占めており、将来的には全員の取得を目指しております。
これら有資格者と共に、ため池管理者及び会員の皆様にため池に関する技術的助言や対応方針など、的確にその方向性を示してまいります。

▼農業用ため池保全管理技士資格取得状況

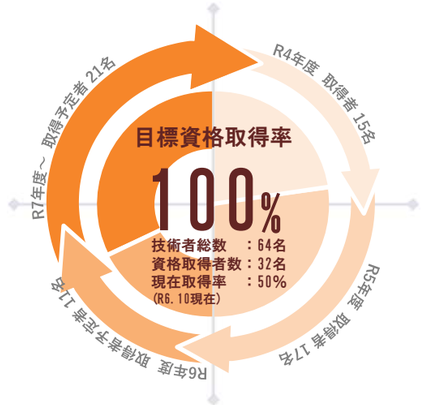

精度の高い 積算技術

本会は、平成10年度より国や熊本県が利用する標準積算システム(ARICによる開発)を共用しております。
最新の積算単価等が常時共有されており、精度の高い費用算定が可能なことから、その技術を活かし、会員の皆様が行う積算業務を支援してまいります。

豊富な実績に基づいた 高い現場技術力

本会は、平成21年度より熊本県が発注する「現場技術業務」を県下全域に渡り受託し、多種多様な現場を経験してまいりました。
これまでに培われた確かな技術力のもと、市町村における円滑な業務遂行を支援してまいります。

▲本会職員による現場技術業務

04 提案

IDEA

ため池が地域に欠かせないモノであり続けるために

集中的かつ 計画的に推進するために

農業用ため池が地域に欠かせないモノであり続けるため、特に決壊等の恐れがあるため池については、早急に防災工事が必要となります。この防災工事の主な実施主体となる市町村においては、年々技術職員が減少している現状があり、集中的かつ計画的な防災工事の実施に当たっては、職員の育成と確保が喫緊の課題となっております。

このような中、私たちは、品確法による発注者支援機関への認定に加え、土地改良法の改正に伴い、会員からの委託を受けて土地改良事業の工事施行事務を行うことが出来るようになったことから、事業の構想から工事完了まで、どのフェーズにおいても対応することが可能となりました。

私たちは多様な人材をフル活用し、会員の皆様が抱える様々な課題の解決に向け、与えられた責務を全うし、防災工事のみならず、その後50年、100年続くため池の保全管理を通じ、それぞれの地域に寄り添ってまいります。

関係法令一覧

1. 土地改良法（会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事）
2. 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
3. 防災重点農業用ため池に係る防災工事に関する特別措置法
4. 公共工事の品質確保の促進に関する法律

◀本会が有する発注者支援機関に係る認定証

ため池の状況把握
・防災工事の前提となる「劣化状況評価」、「地震耐性評価」、「豪雨耐性評価」（以下3評価）の結果を分析し、課題の抽出を行う。

スムーズな事業化
・3評価により早急な防災工事が必要とされた防重ため池において、的確な工事内容の選定に加えて、標準図作成や概算事業費を算出を行い、事業化に向けた橋渡しを行う。

事業申請～工事完了までをトータルサポート

- 01設計・積算補助
  ・設計図書の作成
  ・積算書の作成
- 02技術審査補助
  ・技術資料の審査業務
- 03監督補助
  ・工事の監督
  ・工事中の施工段階確認等
- 04検査補助
  ・中間及び完成時の検査等
  ・施工者、担当技術者の評価

地域に寄り添った保全管理をサポート
・工事完了後においても、より安心で安全な地域の未来を見据え、適切な保全管理をサポート。

評　価
構想設計
基本設計
事業採択
実施設計
工事発注
工　事

適切な保全管理

100年の安心に向けて
Cycle